

さいたまスイーツ魅力発信業務 要求水準書

1 件名

さいたまスイーツ魅力発信業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3 履行場所

さいたま市内

4 予算の上限額

8,674,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 目的

本業務は、さいたまスイーツウェブサイト掲載店舗（以下「さいたまスイーツ店」という。）の認知度向上及び新規顧客獲得を図ることを目的とする。

この目的達成のため、以下の事業を実施する。

- (1) さいたまスイーツ店を巡る周遊型イベントの企画・運営
- (2) 「さいたまスイーツ」の魅力を広く発信するPR施策の実施

6 周遊イベントの概要

(1) 開催日程（予定）

令和9年1月上旬～31日（日）

(2) 開催エリア

提案による

(3) イベント名称（予定）

「さいたまスイーツめぐり（仮）」

(4) 内容

開催エリアに所在するさいたまスイーツ店を参加店舗とし、以下の企画を実施する。

① スイーツ・バル企画

チケット制で、参加店舗のスイーツと引き換え等ができる形式によるバル企画を実施する。

② 周遊企画

より多くの参加店舗のスイーツを楽しむ動機付けとなる周遊企画を実施する。

7 業務内容

事業目的の達成に向け、効果的かつ適切なプロモーション業務を行うことに留意のうえ、イベントの進行・調整に係る管理業務及びイベントを構成する各項目における企画提案を実施するものとする。

受託者は、契約締結後速やかに業務スケジュールを作成し、市の承認を得ること。

進捗状況については定期的に報告を行い、遅延の恐れがある場合は速やかに改善策を提示すること。

業務の実施に必要な店舗、企業等との調整は原則として受託者が行う。また、本業務の実施に係る一切の費用は受託者が負担するものとする。

(1) 全体の企画・運営業務

- ① イベントが円滑に進行されるようさいたま市及び関係者間等と綿密に連絡調整を行う管理業務（必要な人員配置含む）
- ② 実施に関する対応（関係機関との調整、必要物品の手配・配置・管理など）
- ③ 実施計画書、各種マニュアル等必要資料の作成及び提出
- ④ 成果物「8－（1）～（3）」の作成
- ⑤ 以下の「7－（2）～（9）」における企画提案及び管理業務

(2) コンセプト及びメインビジュアル

- ・「さいたまスイーツ」の魅力を効果的にPRし、参加者の関心を喚起するコンセプト及びメインビジュアルを提案する。
- ・季節性を考慮し、パブリシティ獲得につながる内容とする。

(3) 開催エリア及び参加店舗

①開催エリア

- ・可能な限り広い範囲の市内店舗が対象となるよう配慮しつつ、周遊しやすさを考慮したエリアを提案する。

例：最寄駅ごとの区分、期間前半・後半でのエリア分割等。

②参加店舗

- ・提案した開催エリア内のさいたまスイーツ店から15店舗以上を提案する。（市が別途募集する店舗を含め、最大40店舗程度を想定する。）
- ・参加店舗はスイーツ・バル企画及び周遊企画の双方に参加する。
- ・提案時点では店舗との調整は不要とし、想定される調整方法を示すこと。
- ・実施時は、出店交渉、PR資材配布、チケット換金、問い合わせ対応等を受託者が行う。
- ・チケット換金は迅速に行い、店舗負担を軽減すること。

(4) スイーツ・バル企画

①企画内容

参加者がチケットを購入したくなる魅力的な企画を提案する。その際、以下の項目についても提案に含むこと。

- ・ チケット販売手法、販売場所、オペレーション
- ・ 販売促進策

②チケット販売

- ・ 電子チケットを必須とし、参加者が利用しやすいシステムとなることを念頭に、販売スキーム及び販売部数を提案（最低発行部数は1,000 セットとする。）

その際、シリアルコード入力で発行可能なサービスを採用

- ・ 「さいたま市みんなのアプリ」を決済手段として導入し、同アプリでの決済促進策を提案
- ・ チケット仕様
 - 400 円×3 枚つづり
 - 店舗ごとに1 枚／2 枚／3 枚での交換設定が可能
 - 販売促進のための割引や枚数増加等の工夫は提案可

③市内産農産物を活用したスイーツ開発

周遊イベント開催中に販売することを想定し、市内農業者と市内スイーツ店が連携し、スイーツ開発を行うための連絡調整を行う。（4 店舗程度を想定）

(5) 周遊企画

① 企画内容

デジタルツールでの実施を前提とし、以下について提案すること。

- ・ 企画概要
- ・ オペレーション
- ・ ツールの仕様及びデザイン
- ・ より多くの方に参加していただくための景品や仕掛け

その際、本イベントへ参加し、複数店舗を周遊する動機となるような魅力的な内容となるよう意識すること。

② 誘客効果

- ① で提案した内容のうち、周遊企画をきっかけに、各店舗のファンを創出し、本イベント終了後も誘客効果を発揮できるよう工夫した点を示すこと。

③ 駅との連携

JR 浦和駅、JR 大宮駅等、市内周遊の拠点となる駅を周遊企画のチェックポイント、もしくは景品引換場所として活用すること。ただし、駅職員の作業が発生しない企画とする。

(6) イベント全体のオペレーション

イベントの認知～チケット販売・周遊企画の台紙等入手～イベント参加～チケット換金を含む、参加者の動き及び運営オペレーションを提案内容に沿って示すこと。

(7) 広報手法

①SNS 活用

さいたまスイーツ公式 SNS を含め、効果的な活用方法を提案する。

②店舗掲出用 PR 資材

掲出スペースの制約に配慮した PR 資材を提案する。

③イベントポスター・パンフレット

デザインイメージを提示するほか、以下について示すこと。

ポスター：掲示場所、必要サイズ・部数を提案

パンフレット：対象スイーツ画像、マップを掲載し、3,000 部以上作成する。

④記者説明会費用

市が実施予定の記者説明会に係る費用として 10 万円を計上する。

⑤その他 PR 手法

1 か月の開催期間を通して盛り上がりが続くよう配慮のうえ、市内外への周知に効果的な手法を提案する。

(8) 「さいたま市みんなのアプリ」との連携

市が提示する連携策について、必要な連絡調整等を行うこと。

(9) 集客イベントにおける PR コンテンツ

委託者が実施するさいたまスイーツ PR イベントについて支援する。費用として 80 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を見込むこと。

(10) PR 素材収集

市が指定する 4 店舗に出向き、PR 素材撮影を行う。店舗外観及び内観、スタッフ、ショーケース、スイーツ物撮りを行う想定とする。

(11) 成果指標の設定

受託者は、以下の観点に基づき成果指標（KPI）を設定し、提案すること。

- ・参加者数
- ・チケット販売数
- ・SNS リーチ数、エンゲージメント数
- ・参加者満足度

また、事業終了後、KPI の達成状況を分析し報告すること。

(12) その他

- ① イベント参加店舗、参加者（一部でも可）に対してアンケートの実施及び報告
- ② サイン類の作成
- ③ イベント保険加入（提案内容により必要な場合）
- ④ 個人情報の適切な管理

8 成果物

受託者は、業務完了時に以下の成果物を提出し、市の検査を受けるものとする。成果物が本仕様書及び提案内容に適合しない場合、市は修正を求めることができる。その際、受託者は速やかに無償で修正を行うものとする。

(1) 完了報告書

(2) 事業実施報告書

- ①記録写真（印刷物及び元データ） 2部
- ②事業報告書（A4判） 5部
- ③全体収録（簡易編集） 電子媒体（DVD等） 2セット

(3) 収集したPR素材のデーター式

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、当市の確認検査を経た後、一括払いとする。

10 その他

- (1) 本要求事項に記載のない事項及び疑義がある場合は、担当者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ、委託者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、事業実施にあたり、適宜、委託者と協議を行うものとする。
- (4) 受託者において本要求事項で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には委託者は再調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (5) 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちにさいたま市へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (6) 本事業を行うにあたり第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (7) 本事業に関する著作権、その他の権利は、全てさいたま市に帰属するものとし、

受託者は、著作権人格権を行使しないものとする。また、市は成果物を自由に改変、再利用、第三者提供できるものとする。

(8) 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。

(9) 感染症や大規模災害、気象警報発生時等により本業務の実施を延期又は中止すると委託者が判断した場合(受託者の責めによる場合を除く)は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と認めた場合に限り業務を完了した部分についての委託料を支払うものとする。中止の連絡が当日の場合においては、契約金額の総額の範囲内で、受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。なお、その際には必ず、受託者は完了した業務及び金額の内訳が分かるものを提出することとする。

(10) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。